

令和2年2月21日

臨界技術第1課

STACY施設等の設置変更許可申請書の補正について

ヒアリング及び審査会での説明、コメント等に基づき、令和元年12月25日に申請した原子力科学研究所の原子炉設置に係る変更許可申請書の補正を検討している。

(1) 試験研究用等原子炉施設の工事計画

- ・使用済棒状燃料貯蔵設備は先行使用とはせず、STACY更新炉の運転再開後（令和3年度第3四半期以降）から運用を開始することを明確にするため、工事計画を次のとおり変更する。

令和（年度）		2				3			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV
STACY施設	使用済棒状 燃料貯蔵設備		製作、検査						

(2) 添付書類八 第1.2-2表(3) STACY施設の安全上の機能別重要度分類

- ・MS-3の表において、記載の明確化のため、「消火設備」→「消火設備*3」とし、備考の欄に「*3 クラス2の構築物、系統及び機器（ただし、炉心タンクを除く）の設置場所に限る」を追記する。

(3) 添付書類八 4. 核燃料物質貯蔵設備

- ・TCAからSTACYに移管する燃料は、TCA施設の廃止措置に伴い使用目的を終えた燃料（使用済燃料）という位置付けであることから、「使用済燃料の処分方法」に記載のとおり対応する。このため、「（その2）貯蔵管理のみを行う燃料の貯蔵設備」に記載した、「使用済棒状燃料のうちウラン・プルトニウム混合酸化物燃料については、国のエネルギー・原子力政策等に沿った研究開発等での利用又は国内外への譲渡しを行う計画である。」を削除。

(4) 法改正により追加された事項と添付書類

- ・R3.4から施行される新検査制度に関連し、法改正により追加された事項と添付書類の記載を見直す。